

宮城県産農林水産物需要喚起事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県産農林水産物需要喚起事業（以下「本事業」という。）の実施に際し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び宮城県産農林水産物需要喚起事業費補助金交付要綱（令和2年8月31日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画)

第2 本事業を実施する飲食店・宿泊施設等（以下「飲食店等」という。）は、事業の実施に当たって、事業の実施計画（以下「実施計画」という。）について別記様式第1号により実施計画承認申請書を作成し、事業着手までに知事に提出するものとする。

2 前項の実施計画承認申請書に添付しなければならない書類は、別表1のとおりとする。

3 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する飲食店等は、実施計画承認申請をすることができない。

4 知事は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

5 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、承認の可否について速やかに決定し、飲食店等に通知するものとする。

(事業着手の申し出)

第3 本事業の着手について、あらかじめその旨を別記様式第1号－別紙1により、申し出るものとする。

(実施計画の変更)

第4 飲食店等は、補助金の交付決定前に、第2第5項により承認を受けた実施計画の内容を変更しようとするときは、次の条件を承認の上、別記様式第1号により変更届を知事に提出するものとする。ただし、原則として事業区分の変更は認めない。

(1) 第2の第5項により承認した計画よりも、事業費を増額する計画変更を行う場合は、補助金交付額が変更届別記様式第1号－別紙1の3事業経費の内容の②補助金申請額に満たない場合においても異議がないこと。

附 則

この要領は、令和2年8月31日から施行する。

別表 1

実施計画承認申請書に添付する書類	
(1) 共通添付書類	イ 宮城県産農林水産物需要喚起事業実施計画書（別記様式第1号－別紙1） ロ 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号－別紙2） ハ 役員等名簿（別記様式第1号－別紙3） ニ 営業に当たり許認可が必要な業種は当該許可証の写し ホ 申請者の事業概要が分かる資料（パンフレット，HPのコピー，店舗の外観・内観等の写真） ヘ 債権者登録票（通帳の写しを添付）（別記様式第2号） ト その他知事が必要と認める書類
(2) 法人の場合	イ 定款の写し又は登記事項証明書（交付申請日から6か月前以内に発行のもの。） ロ 法人税確定申告書の写し。ただし，法人設立後，決算期を迎えていない場合は法人設立届出書の写し。
(3) 個人事業主の場合	イ 代表者の住民票抄本（交付申請日から6か月前以内に発行のもの。） ロ 所得税確定申告書の写し。ただし，開業後，申告時期を迎えていない場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し。
(4) 任意団体の場合	イ 団体規約及び会員名簿 ロ 団体の活動実績が分かるもの（総会資料，事業計画等）